

大阪市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市食品衛生法施行条例（平成12年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第8条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること
 - (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること
- 2 令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

食品衛生法施行令の一部改正に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市食品衛生法施行条例（抄）

（乳牛等の疾病届）

第7条 省 略

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第8条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること

2 令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第8条 - 第12条 省 略

第9条 第13条